

土地利用実施計画添付書類一覧表

	都市政策課	管財課	企画政策課	生涯学習協働推進課	産業労働政策課	危機管理課	下水道課	農林課	環境政策課	維持管理課	土木防災課	基盤整備課	文化・スポーツ振興課	消防総務課	水道課	大東支所	大須賀支所	農業委員会
1 位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 計画地及び周辺の現況図(凡例、着色)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 土地利用計画平面図(凡例(利用区分・割合)、着色)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 計画標準横断面図(東西・南北)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 公図写(隣接地を含む所有者・地目・地積記入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 現況写真(全景・近景)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 土地取得調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 下流河川の流下能力検討書(流域図にポイント記入、写真添付)	○									○	○	○						
9 緑化計画図(平面・断面・求積図)	○				○					○								
10 造成計画平面図(着色、構造物の位置寸法等記入)	○				○					○	○	○						
11 給排水系統図(計画高等記入)	○				○		○	○		○	○	○		○	○			○
12 防災施設計画平面図(調整池の必要・設計容量記入)	○				○					○	○	○						
13 道路計画平面図(地形図に測点・幅員・勾配・構造物等記入)	○				○			○		○	○	○						○
14 公共用地改廃対照図	○	○					○	○	○	○	○	○		○	○			○
15 現況地盤の横断面・完成後の横断面	○									○	○	○						
16 給水施設構造図	○						○	○		○				○	○			○
17 排水施設構造図	○						○	○		○	○	○		○	○			○
18 防災施設構造図	○									○	○	○						
19 道路構造図・縦横断面図	○							○		○	○	○						
20 廃棄物処理施設設計図書	○				○		○		○	○	○	○						
21 汚水処理施設設計図書	○				○		○		○	○	○	○						
22 がけの断面図	○									○	○	○						
23 擁壁の構造図	○									○	○	○						
24 計画地求積図	○				○					○	○	○						
25 登記簿謄本	○									○	○	○						
26 水理計算書(直接放流がある場合は、区域及び求積図)	○				○					○	○	○						
27 調整池容量計算書	○									○	○	○						
28 流出土砂量計算書	○									○	○	○						
29 土量計算書	○									○	○	○						
30 不足土及び残土運搬経路図	○									○	○	○						
31 計画地周辺の用排水形態及び耕作路関係資料(開発前後を対比)	○									○	○	○						
32 区域内土地所有者の同意書(土地売買契約書でも可)	○									○	○	○						
33 計画地隣接土地所有者の同意書	○									○	○	○						
34 関係自治会の同意書	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35 農業用水路に排水する場合の同意書(部農会等)	○							○		○								○
36 最新決算期の損益計算書と貸借対照表(産廃は納税証明書添付)	○																	

※ 紙の削減の観点から、両面印刷できるものはできるだけ両面印刷をお願いします。

注1 工場立地法もしくは、大店立地法に関連のない事業については、産業労働政策課への申請書等の提出は不要。

注2 店舗以外の事業については、産業労働政策課への申請書等の提出は不要。

注3 浄化槽を設置しない事業、公共下水道及び農業集落排水の事業区域外で行う事業については、下水道課への申請書等の提出は不要。

注4 上水道を使用しない事業については、水道課への申請書等の提出は不要。

注5 大東支所管外の事業については、大東支所への申請書等の提出は不要。

注6 大須賀支所管外の事業については、大須賀支所への申請書等の提出は不要。

注7 施行区域内に農地(現況農地を含む。)が存在しない事業については、農業委員会への申請書等の提出は不要。